

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）

第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年二月十日

農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中、「名古屋空港」を「名古屋飛行場、中部国際空港」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。